

令和6年度障害福祉分野の仕事魅力発信事業「お仕事紹介パンフレット」 制作業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1. 目的

本要項は、仙台市が実施する令和6年度障害福祉分野の仕事魅力発信事業「お仕事紹介パンフレット」制作業務を受託する事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」）という。）により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

2. 業務の名称及び概要

(1) 委託業務名

令和6年度障害福祉分野の仕事魅力発信事業「お仕事紹介パンフレット」制作業務

(2) 業務目的

障害福祉分野の人材確保が困難な要因の一つとして、「障害者や障害福祉業界に対する理解度・認知度の低さ」があげられる。そこで本パンフレットを作成し、学生や求職者に対し、障害福祉の多岐にわたるサービスや職種等の業務内容、仕事のやりがいや魅力について伝えることで、障害福祉業界を就職先の一つとして考えるきっかけとなることを目指すもの。

(3) 業務内容

別紙「令和6年度障害福祉分野の仕事魅力発信事業『お仕事紹介パンフレット』制作業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」及び「令和6年度障害福祉分野の仕事魅力発信事業『お仕事紹介パンフレット』制作の方向性について（以下、「制作の方向性」という。）」のとおり。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

(5) 提案上限額

金1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※なお、受託候補者決定後の契約金額は、各支出項目等について検証・審査を行った上で決定するため、必ずしも企画提案書の金額と一致するものではない。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないことがある。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、法人又は法人以外の団体等であって次の（1）から（3）の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 仙台市内に本社（店）、支社（店）または活動拠点（事業所等）を置いている法人または団体であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (2) 対象業務に対応する種目について、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 受付期間内に、有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項又は第3条各項の規定による指名停止を受けていないこと。

4. 質問受付及び回答

- (1) 受付期限 令和6年10月7日（月）17時まで（必着）
- (2) 受付方法
 - ・ 本プロポーザルに関する質問を、「質問票（様式第1号）」へ記入の上、電子メールにより提出すること。電話、持参、口頭等による質問は受け付けない。
 - ・ 電子メールの件名の最初に「令和6年度障害福祉分野の仕事魅力発信事業『お仕事紹介パンフレット』制作業務への質問」と明記すること。
 - ・ 質問を提出した際には、必ず電話で障害企画課に受信の確認をすること。
 - ・ 質問票の内容に疑義が生じた場合は、本市より質問者へ電話等で問い合わせをする場合がある。
- (3) 提出先 「12. 問い合わせ及び提出先」参照。
- (4) 回答方法
 - ・ 令和6年10月11日（金）までに、質問者に個別に回答するほか、仙台市ホームページに全質問とその回答を掲載する。

5. 参加表明書、及び企画提案書等の提出

- (1) 提出期限
令和6年10月18日（金）17時まで（必着）
- (2) 提出方法
「参加表明書（様式第2号）」に必要事項を記入の上、参加表明者の概要が分かる資料（会社案内等）及び企画提案書と併せて、持参、郵送、宅配により提出すること。郵送や宅配等の場合は、書留郵便等配達記録の記録が確実に残る方法により提出すること。なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。
- (3) 提出先
「12. 問い合わせ及び提出先」参照。
- (4) 提出書類
 - ① 参加表明書（様式第2号） 1部
 - ② 企画提案書（任意様式） 8部（正本1部、副本7部）
 - (ア) 正本にのみ事業者名を記載し押印すること。
 - (イ) 副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。
 - (ウ) 別紙仕様書、及び制作の方向性を踏まえ、下記事項を必ず含めること。
 - お仕事紹介パンフレットを作成するにあたってのコンセプト
 - 紙面全体のデザイン、及び構成に関する企画案（作成にあたっては、以下a～fの項目を含めること）
 - a. 表紙・裏表紙
 - b. 障害福祉サービス概要
 - c. 職種紹介ページ
 - 掲載職種は別紙参考資料1を参考とすること。
 - インタビュー内容案、及び取材先事業所案と選定理由も掲載すること。

と。取材先事業所の提案にあたっては、仕様書3(2)①を参照すること。

▶ インタビューは6事業種（障害児支援サービス、訓練系・就労系サービス、日中活動系サービス、相談支援サービス、訪問系サービス、居住支援系サービス〔別紙参考資料1〕）より1名ずつを想定。各従事者に直接取材を行う事を基本とする。

d. 障害福祉の仕事の魅力（障害福祉分野における人材確保・定着状況に関する障害福祉事業所所属職員へのアンケート結果〔別紙参考資料2〕のデータ掲載、キャリアプランの紹介（マネジメント職・転職者）、資格取得情報、研修制度、福利厚生・報酬など）

e. 仙台市の障害福祉の概要

f. 仙台市障害理解ポータルサイト（※）の紹介

※令和6年9月末より公開予定

● 本業務の目的達成のために有効と思われる独自提案

③ 概算見積書（様式は任意）8部（正本1部、副本7部）

（ア） 正本にのみ事業者名を記載し押印すること。

（イ） 副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。

（ウ） 本業務委託に要する全ての経費を積算すること。（消費税及び地方消費税を含む。）

④ 参加表明者の概要が分かる書類（会社案内等） 1部

(5) 提出に係る留意点

① 全般的な事項について

- ・ 作成及び提出等に要する全ての経費は、提出者の負担とする。
- ・ 提出期限後の提出及び再提出は認めない。ただし、本市が求めた場合のみ追加資料の提出を認める。
- ・ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載を行ったものに対して指名停止を行うことがある。
- ・ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ・ 企画提案書等に使用する言語は日本語とする。
- ・ 参加表明後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ・ 仙台市情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の開示請求があった場合は、同条例の規定により全部または一部を開示する場合がある。

② 企画提案書について

- ・ 様式は任意とするが、規格はA4判（縦書き・横書きは不問）、原則両面印刷で作成すること。（A3判の折り込みは可とする）
- ・ フォントの指定はしないが、見やすさに配慮すること。なお、サイズは原則10ポイント以上で作成すること。（図表・注釈等で対応が困難なものを除く）
- ・ 白黒印刷・カラー印刷いずれでも可とする。
- ・ 企画提案書にはページ番号を付すること。
- ・ ページ数の上限は設定しないが、提案意図を明確に伝えることができる適切な量に

まとめること。

③ 概算見積書について

- ・ 様式は任意とするが、規格はA4判（縦書き・横書きは不問）とし、提案した内容で業務を行う前提で見積もり、積算根拠の具体的かつ詳細な内訳を示すこと。（消費税及び地方消費税を含む）

6. 受託候補者の選定等

以下により、受託候補者を選定する。

(1) 選定方法

- ① 審査は「令和6年度障害福祉分野の仕事魅力発信事業『お仕事紹介パンフレット』制作業務受託候補者選定委員会」において企画提案書に基づく提案者からのプレゼンテーション（ヒアリング）を踏まえて行う。
- ② プレゼンテーション
 - (ア) 開催日時：令和6年10月28日（月）
 - (イ) 場所：仙台市役所本庁舎もしくは分庁舎会議室
※詳細な時間と場所は参加表明書の提出者に後日連絡する。
 - (ウ) 内容・方法：提案者から企画提案書に基づく内容説明を行い、その後審査委員と質疑応答を行う。1者につき内容説明の時間は20分以内、質疑応答時間は10分以内とする。ただし、応募多数の場合は各時間を短縮する場合がある。なお、出席は原則3名までとする。
 - (エ) ヒアリングは事前に提出された企画提案書に基づいて行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。
 - (オ) プロジェクターを用意するので必要に応じて使用すること。
- ③ 審査委員は、下記(2)「審査基準」に沿って企画提案書の評価を行い採点する。各委員の採点に基づく合計点を合算した総合点数が最も高い提案者を受託候補者として選定する。
- ④ 総合点数が同じ提案者が複数いる場合、各委員の採点において下記(2)「審査基準」の以下の項目の合計点が高い事業者を上位とする。なお、以下の項目の合計点も同点となり1者を特定できない場合には、選定委員会において協議の上、受託候補者を特定する。
 - ・ 第一優先項目 「④記事の企画構成」
 - ・ 第二優先項目 「②デザイン・レイアウト」
 - ・ 第三優先項目 「①業務理解」

(2) 審査基準

① 業務理解（15点）

- ・ 本業務の目的を十分に踏まえた提案がなされているか。

② デザイン・レイアウト（15点）

- ・ 表紙等のデザインは優れているか。
- ・ 色調や構成は見やすいものであり、人目を引き付けるものになっているか。

- ・ 本市の障害福祉分野の魅力PRとしてふさわしいものか。
- ③ コンセプト（15点）
 - ・ コンセプトは優れているか、適切であるか。
 - ・ 別紙「令和6年度障害福祉分野の仕事魅力発信事業『お仕事紹介パンフレット』制作の方向性について」に記載するターゲット層を意識したものになっているか。
- ④ 記事の企画構成（30点）
 - ・ インタビュー記事の企画内容は、読者にとって有益かつ障害福祉業界の魅力が伝わるものになっているか。
- ⑤ 実施計画・実施体制（10点）
 - ・ 業務を確実に遂行するための計画や、組織体制、人員が具体的に示されているか。
- ⑥ 独自提案（10点）
 - ・ その他、創意工夫や有用な提案があるか。
- ⑦ 事業費の見積（5点）
 - ・ 提案内容と見積書の整合性が取れており、合理的なものか。
 - ・ 提案価格は、費用対効果として妥当か。

7. 審査結果

- (1) 審査結果は全ての提案者に対して電子メールで通知するとともに、後日書面にて通知する。
- (2) 通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日以内（土日祝日を除く。）に、非選定理由についての説明を求められることができる。
- (3) 非選定理由についての説明を求められたときは、その翌日から起算して10日以内（土日祝日を除く。）に、書面により回答する。
- (4) 審査結果については、契約締結後に仙台市ホームページにて公表する。

8. 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、提案者から除外し、提出された企画提案書は無効とする。無効となった場合は、当該提案者に対して通知する。

- (1) 提出期限までに提出書類が届かなかった場合
- (2) 提案者が応募資格要件を満たさない者または受託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者
- (3) 他の提案者と企画提案内容等について相談を行う等、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った者
- (4) 提出書類に虚偽または不正な記載があった場合

9. 契約に関する事項

(1) 受託者の決定

委託契約は、「6. 受託候補者の選定等」に基づき選定した受託候補者を優先候補者として協議・調整を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を締結する。ただし、特別な理由により受託候補者と契約できない場合は、他の提案者のうち順位

が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

- (2) 契約時における仕様書は、別紙の内容を基本として、受託候補者からの提案内容を踏まえて協議により決定する。協議にあたっては、企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。

10. 委託料の支払い

完了払とする。（業務完了後、市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払いを行う。）

11. スケジュール

質問票受付期限	令和6年10月7日（月）
質問に対する回答	令和6年10月11日（金）
参加表明書、企画提案書の提出期限	令和6年10月18日（金）
プレゼンテーション・提案審査	令和6年10月28日（月）
受託候補者決定、通知の送付	令和6年10月末～11月上旬
契約内容調整、契約締結、業務履行開始	令和6年11月上旬

12. 問い合わせ及び提出先

仙台市健康福祉局障害福祉部障害企画課企画係
所在地：980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号
電話：022-214-8163
FAX:022-223-3573
電子メールアドレス：fuk005330@city.sendai.jp